

# ユニバーサルサービスの 在り方について

---

令和6年1月31日  
事務局

## I. ユニバーサルサービスの概要

### 1. ユニバーサルサービスの基本的考え方

- ① ユニバーサルサービスの検討に当たっての考え方……………3
- ② NTT東西のネットワークの公共性について……………4
- ③ 通信サービス・電気通信設備の変遷と線路敷設基盤の不可欠性…5
- ④ NTT東西の自己設備設置要件及び重要設備の譲渡等の認可…6

### 2. 電話のユニバーサルサービス

- ① 固定電話の契約数の推移……………8
- ② 電話のユニバーサルサービス制度の概要……………9
- ③ 電話のユニバーサルサービスの対象……………10
- ④ 電話のサービスの比較（料金等）……………11
- ⑤ ワイヤレス固定電話の概要……………12
- ⑥ 公衆電話について……………13
- ⑦ 電話のユニバーサルサービス交付金制度の支援対象……………14
- ⑧ 電話のユニバーサルサービス交付金制度の仕組み……………15

### 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス

- ① 各種情報通信インフラの整備状況……………17
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の概要……………18
- ③ ブロードバンドのユニバーサルサービスの対象……………19
- ④ ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の支援対象……………20
- ⑤ 諸外国におけるブロードバンドの提供主体の確保に関する制度……………21

### 4. 電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較……………23

## II. 本WGにおける検討事項

### 1. 本WGにおける検討の概要…………… 25

### 2. ユニバーサルサービスの在り方に関する論点

#### 【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方

- (1-1) ユニバーサルサービスに位置付ける役務…………… 27
- (1-2) ユニバーサルサービス責務…………… 28

#### 【論点2】電話のユニバーサルサービス

- (2-1) ユニバーサルサービスに位置付ける役務(公衆電話を除く)… 29
- (2-2) 公衆電話の扱い…………… 30
- (2-3) ユニバーサルサービス責務…………… 30
- (2-4) 交付金制度…………… 31
- (2-5) 料金の低廉性の確保…………… 31
- (2-6) メタル回線の縮退…………… 31

#### 【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス

- (3-1) ユニバーサルサービスに位置付ける役務…………… 32
- (3-2) ユニバーサルサービス責務…………… 33
- (3-3) 交付金制度…………… 33
- (3-4) 料金の低廉性の確保…………… 33

#### 【論点4】NTT東西の自己設備設置要件

- (4-1) 設備の自己設置要件…………… 34
- (4-2) 設備の設置概念…………… 34

# I. ユニバーサルサービスの概要

## 1. ユニバーサルサービスの基本的考え方

2. 電話のユニバーサルサービス

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス

4. 電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較

● **ユニバーサルサービスの在り方は、以下①～④に沿って検討。**

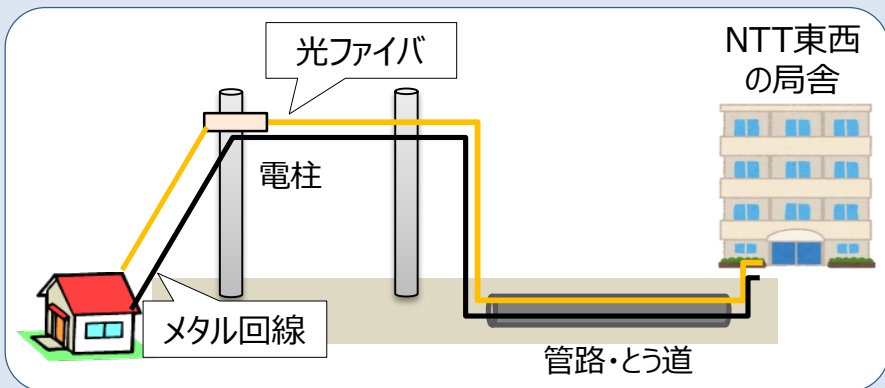
◆ **基礎的電気通信役務(＝ユニバーサルサービス)の提供(電気通信事業法第7条)**

基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供**に努めなければならない。

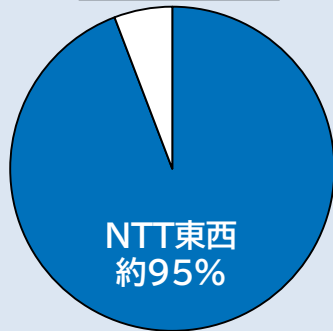
①	<p><b>ユニバーサルサービスの対象役務の在り方</b></p>	<p>従来、基本的 3 要件に基づき検討されてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>不可欠性</b> (essentiality) 国民生活に不可欠であること</li> <li>◆ <b>低廉性</b> (affordability) 誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること</li> <li>◆ <b>利用可能性</b> (availability) 全国どこでも利用可能であること</li> </ul>
②	<p><b>ユニバーサルサービス責務の在り方</b></p>	<p>ユニバーサルサービス責務には、以下の二種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>あまねく提供責務</b>：他事業者の提供地域でも、サービスの提供責務を負う。 (→現在のNTT法第3条の電話役務を全国あまねく提供する責務)</li> <li>◆ <b>最終保障提供責務</b>：提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。</li> </ul>
③	<p><b>ユニバーサルサービス交付金制度の在り方</b></p>	<p>交付金制度の支援対象とする場合、以下について検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>交付金による支援対象役務の範囲</b></li> <li>・ <b>支援を受ける適格電気通信事業者の要件</b></li> <li>・ <b>補填に係る非効率性排除の必要性</b> 等</li> </ul>
④	<p><b>ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の在り方</b></p>	<p>電話は料金の低廉性確保の仕組みがある※が、ブロードバンドは同様の仕組みがない。</p> <p>※ 現状、NTT東西のメタル固定電話については、ユニバーサルサービス制度に基づく料金水準に対する規制はないが、独占性や利用者利益に及ぼす影響等に着眼して特定電気通信役務とされ(<b>プライスキャップ規制</b>)、結果的に電話に対する料金規制となっている。</p>

- 固定通信回線の設置には、線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）が不可欠だが、**NTTは、電電公社から全国の線路敷設基盤を承継**。これを活用し、**固定通信回線の大宗はNTT東西が設置し、固定通信サービスの提供に不可欠な役割**。
- また、**NTT東西の光ファイバは、移動通信サービスでも、エントランス回線（「局舎～基地局」間の回線）として利用され、その提供に必須となるなど 固定通信・移動通信の双方において公共的な役割を果たしている**。

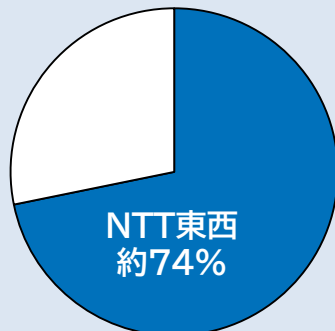
## 固定通信回線のシェア



メタル回線

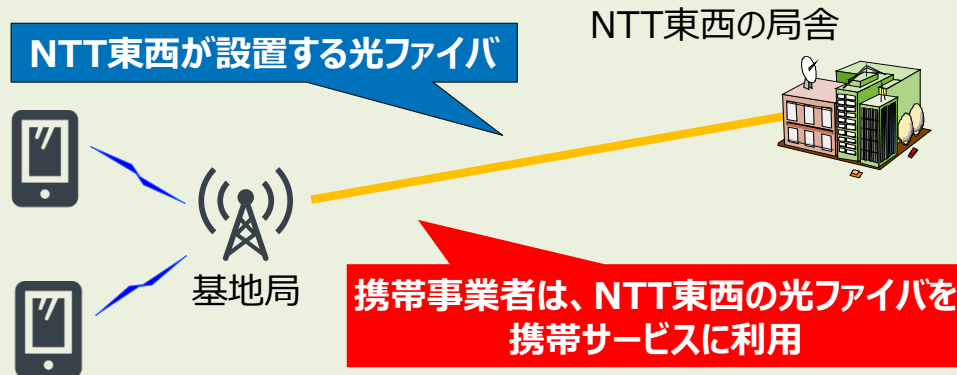


光ファイバ

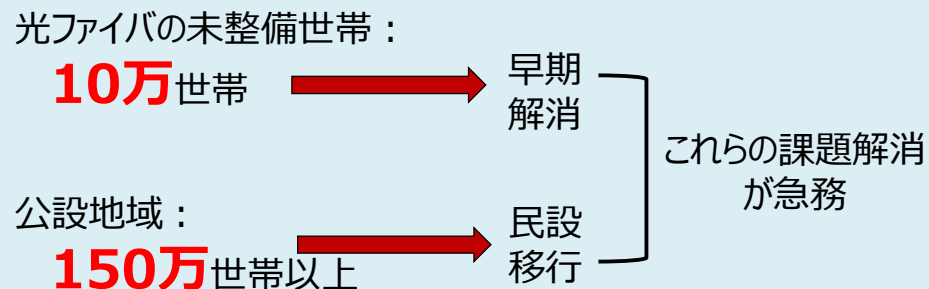


※ NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供している事業者は800社超（ISP、ケーブルテレビ事業者等）

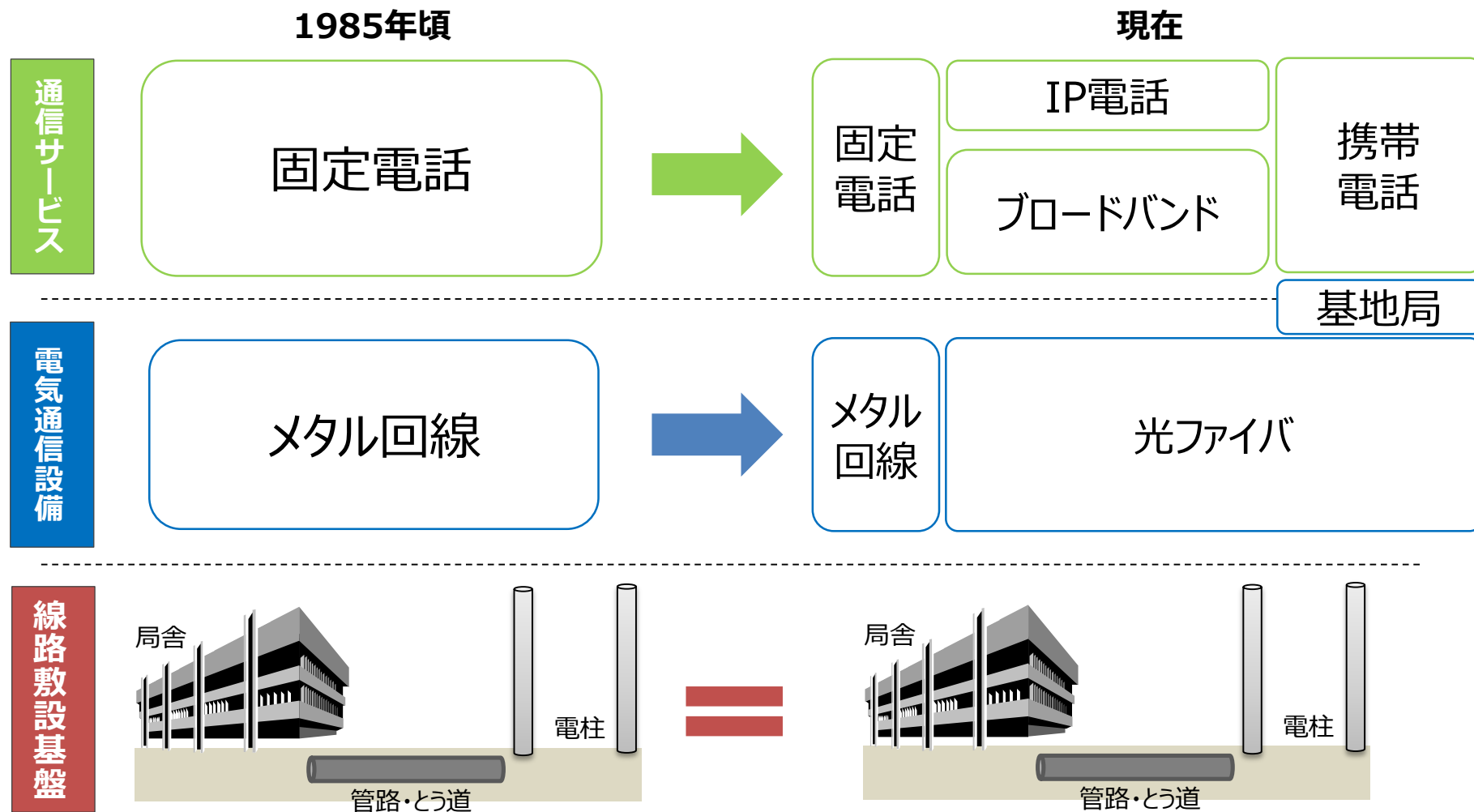
## 移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



## 固定ブロードバンドに関する課題



- 1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心であったが、**通信サービス**では、**IP電話・ブロードバンド**や**携帯電話**に、**電気通信設備**では、**光ファイバ**や**携帯網**にその**中心が変化**している。
- このように、通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は、技術の進展等により変化する一方、電気通信設備の設置に必要な**線路敷設基盤の不可欠性**に**変わりはない**ところである。



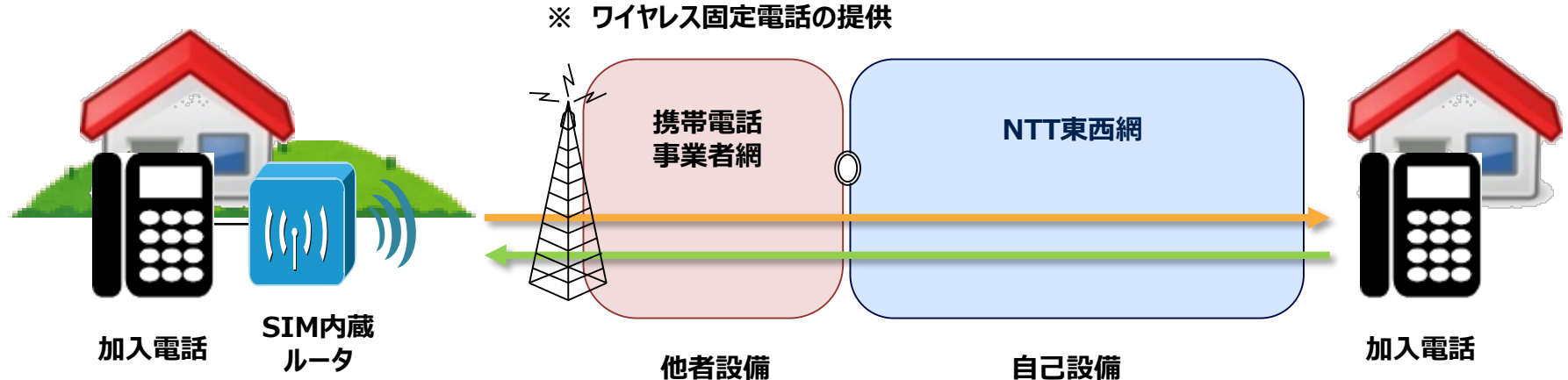
- 電気通信事業は、主に「**線路敷設基盤**」の上に設置された「**電気通信設備**」を用いて「**電気通信役務**」を提供する事業。
- NTT法では、「**ユニバーサルサービス**」を含む地域電気通信業務の安定的な提供等を確保するため、「**電気通信設備**」には「**自己設置要件**」及び「**重要設備の譲渡等の認可**」の規律を設ける一方、「**線路敷設基盤**」に関する規律を設けていない。

## 自己設置要件

**原則** 地域電気通信業務は、自己設備を用いて行わなければならない。

**例外** 電話の役務提供の確保に必要がある場合に、総務大臣の認可により、他者設備を用いることができる。

(NTT法第3条のあまねく提供責務の対象)



## 重要設備の譲渡等の認可

- 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡等は、総務大臣の認可が必要。

※ 線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）は、工作物であり、電気通信設備に該当しない。

# I. ユニバーサルサービスの概要

## 1. ユニバーサルサービスの基本的考え方

## 2. 電話のユニバーサルサービス

① 固定電話の契約数の推移	8
② 電話のユニバーサルサービス制度の概要	9
③ 電話のユニバーサルサービスの対象	10
④ 電話のサービスの比較（料金等）	11
⑤ ワイヤレス固定電話の概要	12
⑥ 公衆電話について	13
⑦ 電話のユニバーサルサービス交付金制度の支援対象	14
⑧ 電話のユニバーサルサービス交付金制度の仕組み	15

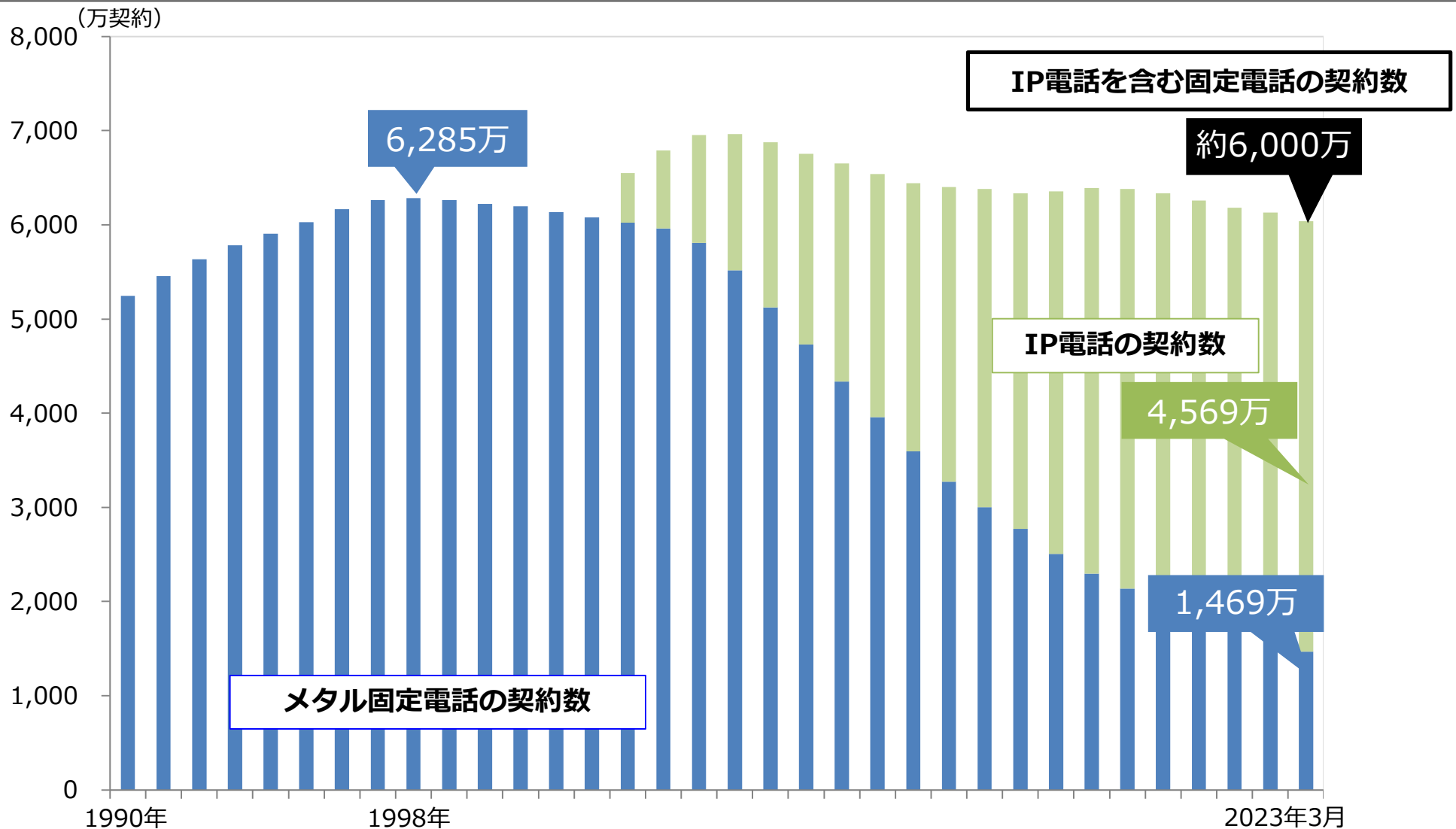
## 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス

## 4. 電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較



# ① 固定電話の契約数の推移

- **メタル固定電話は、ピーク時（1998年）の約6,300万契約から約1,500万契約に減少。**
- **IP電話を含む固定電話全体は約6,000万契約であり、固定電話のニーズは引き続き存在。**



※契約数について、メタル固定電話は加入電話及びISDNの合計、IP電話は0ABJ-IP及び050-IPの合計を記載。

- ① 対象役務** 電気通信事業法（省令）において、**固定電話**（詳細は次頁）、**公衆電話**、**緊急通報**をユニバーサルサービスに位置付けている。
- ② 責務** NTT法において、NTT（持株・東・西）に対して**電話役務を全国あまねく提供する責務**（電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務）を課している。
- ③ 交付金制度** 電気通信事業法において、**不採算地域の維持費用の一部を支援**する交付金制度を設けており、現在は、申請に基づき総務大臣から第一種適格電気通信事業者の指定を受けたNTT東西が第一種交付金を交付されている。
- ④ 料金の低廉性確保** 電気通信事業法において、NTT東西のメタル固定電話等が**特定電気通信役務**（独占的サービスのうち利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務）として**プライスカップ規制**を課される結果、電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性が実質的に確保されている。

### ユニバーサルサービスの範囲

固定電話



公衆電話



緊急通報  
(110, 118, 119)



※携帯電話等は、基礎的電気通信役務ではない。

### 提供の責務（NTT法第3条）

NTT持株、NTT東日本、NTT西日本

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

### 電話のユニバーサルサービス交付金制度

〔2007年4月より、  
交付金の交付を開始。〕

#### 負担対象事業者

携帯電話  
事業者



固定電話  
事業者



IP電話  
事業者



#### 第一種負担金※

（電気通信番号数に応じて負担）

2円/月・番号  
（2023年）

#### 第一種適格 電気通信事業者

NTT東日本  
NTT西日本

#### 第一種交付金※

（維持費用の一部を補填）

67億円  
（2023年度認可）

補  
填

※ ブロードバンドのユニバ交付金制度との区別のため、電話のユニバ交付金制度の各種用語には「第一種」という言葉がつく。

- 電話のユニバーサルサービスは、当初は、「**メタル固定電話、公衆電話、緊急通報**」であったが、その後、メタル回線の老朽化の進展等を踏まえ、「**メタル固定電話相当の光IP電話**（光回線電話）や**ワイヤレス固定電話**（携帯電話網を利用した固定電話）」がメタル固定電話の代替として利用可能となった。
- **交付金制度による支援**については「**メタル固定電話、公衆電話、緊急通報**」が対象。

#### 電話のユニバーサルサービス

	固定電話				携帯電話	公衆電話
	メタル固定電話	ワイヤレス固定電話※1	光回線電話 (電話単体役務)	光IP電話 (BBと重畳して提供)		
ユニバーサルサービス	○	○	○	×	×	○
ユニバーサルサービス責務	○	○	○	×	×	○
交付金の補填対象	○	—※2	×※3	×	×	○
料金の低廉性確保	○	○※4	○※4	×	×	○

※1 メタル固定電話の提供が極めて不経済になる場合等、一部に限られる。(12ページ参照)

※2 ワイヤレス固定電話と同じ地点に加入電話があるものとして、收容局ごとの加入者回線単価を計算し、補填額の算定対象原価には、ワイヤレス固定電話である回線による寄与分は含めない。

※3 光回線電話については、当面、NTT東西の提供地域は自治体IRU地域が想定され、かつ、当該地域は、補助金等を受けた自治体により設備が構築されサービスの提供が行われている実態を踏まえ、補填を行わないこととしている。

※4 省令において、加入電話の基本料金の額を超えない額で提供されるものとされている。

## ④ 電話のサービスの比較（料金等）

- NTT東西のメタル固定電話の基本料（NTT東日本：1,700円・住宅用3級局※）がユニバーサルサービスの「低廉性」の基準とされてきた。  
 ※ 加入電話の契約者回線等の数に基づき定めた電話サービス取扱所の3つ種別のうち、大都市に関する種別。札幌、仙台、東京、横浜等。
- 携帯電話については、おおむねデータ通信を含めて基本料が設定されており、利用者のニーズに応じた多様な料金プランが各社から提供されている。

種別	固定電話				携帯電話			
	メタル固定電話	光回線電話 (電話単体役務)	光IP電話		MNO			MVNO
提供事業者の例	NTT東日本				NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	mineo
サービスの例	加入電話	光回線電話	ひかり電話 (BBと重畳)	ひかり電話ネクスト (電話単体)	ケータイプラン	ケータイプラン	ケータイ 通話プラン	マイそく
月額料金 (税抜き)	1,700円 (住宅用3級局)	1,700円 (住宅用3級局)	500円 (FTTH利用料 5,200円※ <sup>1</sup> が別途必要)	2,500円	1,370円	1,150円	980円	228円
通話料金 (税込み)	9.35円/3分※ <sup>2</sup> (携帯電話への通話 : 17.6円/60秒)		8.8円/3分 (携帯電話への通話 : 17.6円/60秒)	8.8円/3分 (携帯電話への通話 : 17.6円/60秒)	22円/30秒※ <sup>3</sup>	22円/30秒	22円/30秒	22円/30秒
緊急通報※ <sup>4</sup>	○	○※ <sup>5</sup>	○※ <sup>5</sup>	○※ <sup>5</sup>	○※ <sup>6</sup>			
備考	-	-	-	-	データ通信利用の場合は別途契約が必要			データ通信は 最大32Kbps

※<sup>1</sup> フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ ※<sup>2</sup> 2024年1月現在の料金

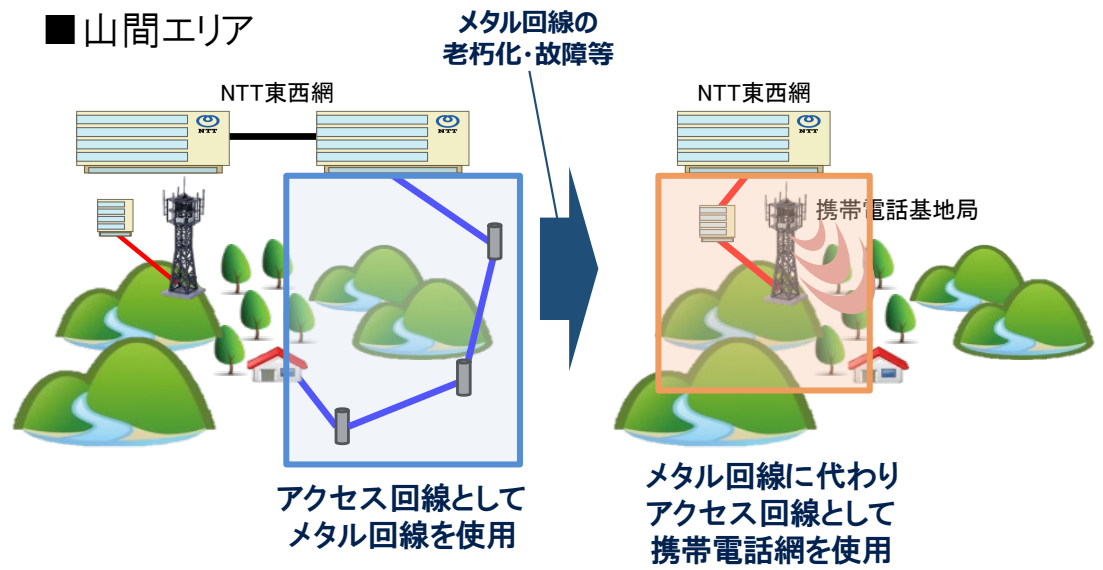
※<sup>3</sup> 家族(同一「ファミリー割引」グループをさす)間通話無料 ※<sup>4</sup> 緊急通報を、管轄する受理機関に接続することや回線保留または呼び返しもしくはこれに準ずる機能を有すること等の技術的条件 ※<sup>5</sup> 呼び返しは通報者と繋がりやすくする5機能具備(PSTN網を介するものを除く)

※<sup>6</sup> 基地局設置場所により適当な警察機関等に接続

# ⑤ ワイヤレス固定電話の概要

- メタル回線の老朽化等が進む中で、NTT東西が、老朽化したメタル回線の再敷設を回避し、**効率的にあまねく提供責務を履行できるよう、不採算地域等に限定してワイヤレス固定電話を実施可能**とした。
- NTT法上、NTT東西は、**本来業務は自己設備による実施が必要**であるため、2020年のNTT法の改正により、他者設備である携帯電話網の利用を**例外的に認めたもの**。

## ワイヤレス固定電話の提供イメージ



### <ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合>

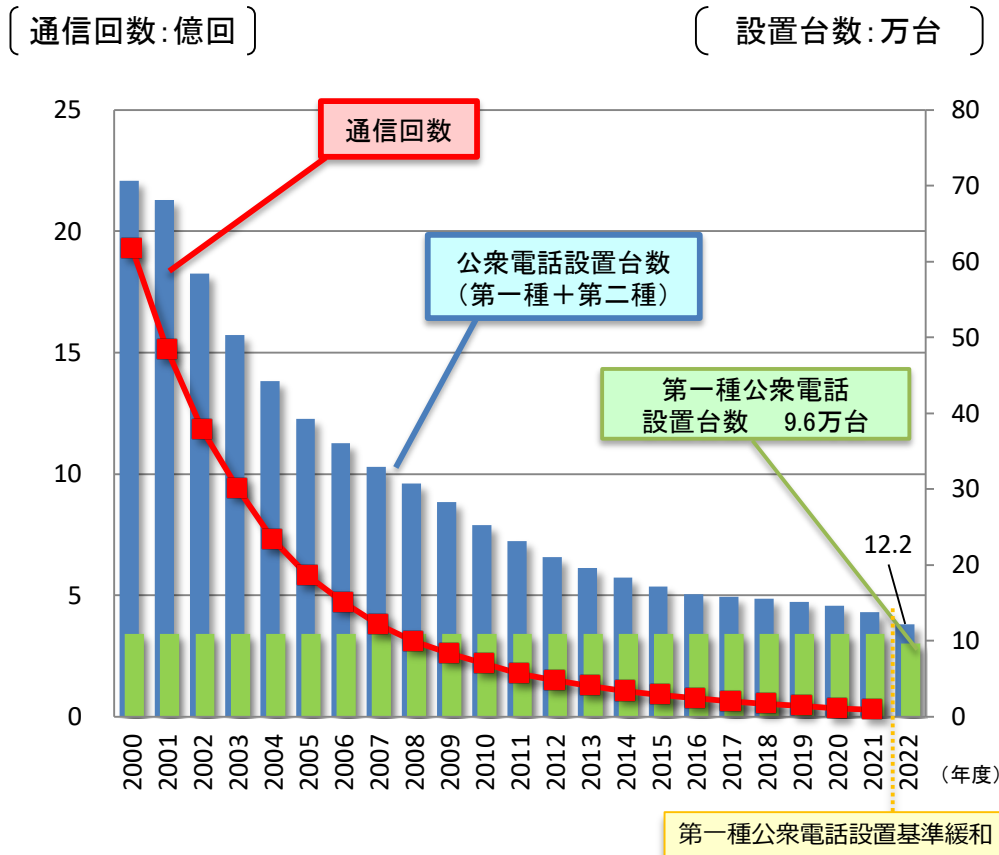
- ① 電話の提供が極めて不経済となる場合  
「特例地域※であって」、かつ、「加入者密度が18回線/km<sup>2</sup>未満となる」区域等において電話を提供する場合
- ② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

※離島、振興山村等

## ⑥ 公衆電話について

- NTT東西が提供する公衆電話のうち、「第一種公衆電話」は、①**社会生活上の安全**、②**戸外における最低限の通信手段を確保する観点**から、ユニバーサルサービスに位置付けられるとともに、交付金による補填の対象となっている。
- 公衆電話の利用が大幅に減少し採算が悪化していることを踏まえ、2022年に**第一種公衆電話の設置基準を緩和**する一方、上記①・②の観点から、**事前設置型災害用公衆電話をユニバーサルサービスに追加**。
- 公衆電話はメタル設備により提供されているが、NTT東西としては、**コスト効率が悪化するメタル設備は縮退していく**考え。

### 公衆電話設置台数及び通信回数推移

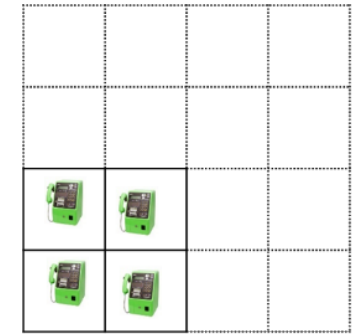


### 第一種公衆電話の設置基準の緩和

全国10.9万台  
(2021年度末時点)

市街地：  
500m四方に1台  
市街地以外：  
1km四方に1台

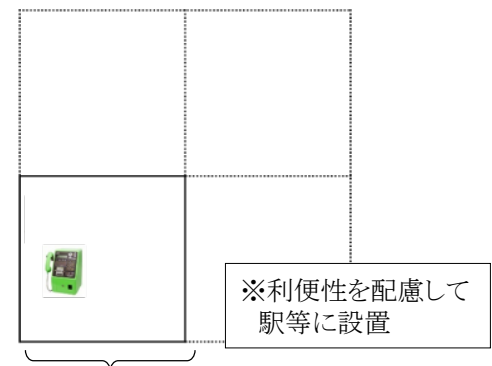
単位面積：市街地で500m四方(それ以外1km四方)



約3万台  
(2031年度末)

市街地：  
1km四方に1台  
市街地以外：  
2km四方に1台

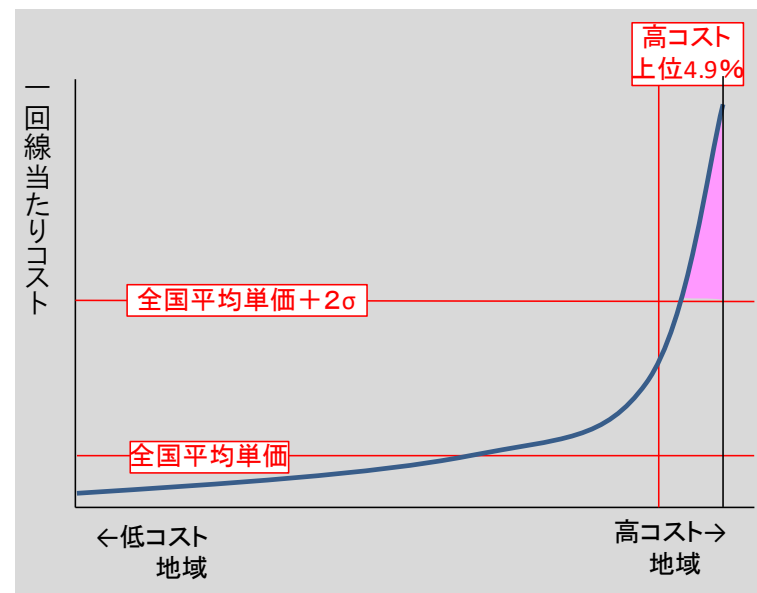
単位面積：市街地で1km四方(それ以外2km四方)



## 支援対象（固定電話）

- 全国の加入者回線を長期増分費用（LRIC）方式※で仮想的に設置した上で、モデル上の高コスト地域（4.9%）に属する回線原価と一定基準の原価（ベンチマーク）の差額を補填。

※ 需要に応じた電気通信役務の提供に係るネットワークの費用を、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する前提で算定する方式。



## 支援対象事業者

- **第一種適格電気通信事業者として総務大臣の指定を受けた者**
- 「①ユニバーサルサービスの提供の業務に関する収支状況等を公表していること」、「②接続約款等を公表していること」及び「③業務区域の範囲が一定の基準に適合していること※」が指定の要件

※ 業務区域の範囲は、原則都道府県単位としており、各都道府県において固定電話の役務提供可能世帯の割合が100%であることと、公衆電話については設置台数が都道府県ごとの設置基準(P.13 第一種公衆電話の設置基準)に適合していること

▶ NTT法において、NTT（持株・東・西）に対して**電話役務を全国あまねく提供する責務**が課されており、電話のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保が図られている。

- 電話のユニバーサルサービスである固定電話及び第一種公衆電話は赤字となっている。
- 特に、固定電話の赤字額については、NTT西日本がNTT東日本を大幅に上回っている。
- ユニバーサルサービスの交付金制度は、税金等を財源とする国庫補助等の制度ではなく、第一種適格電気通信事業者が設置する設備と接続等を行うことによって**受益している他の電気通信事業者が応分のコスト負担**を行うことにより、**電気通信事業者間でユニバーサルサービスに伴う費用を負担**することを目的とするもの。

NTT東西の固定電話及び公衆電話の損益状況

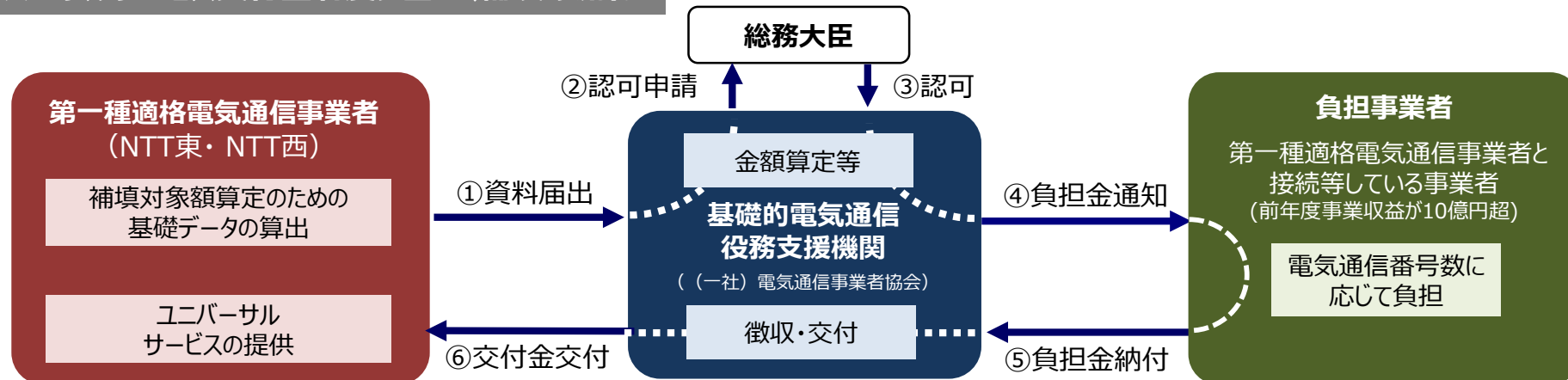
	NTT東日本(2022年度)			NTT西日本(2022年度)		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
固定電話	1,362億	1,587億	△225億	1,326億	1,651億	△325億
第一種公衆電話	3億	26億	△22億	2億	17億	△16億

(出典) NTT東日本・NTT西日本「第一号基礎的電気通信役務収支表」より総務省作成

直近3年間のユニバ収支及び補填額

会計年度	2020	2021	2022
ユニバ収支 (億円)	-546	-524	-588
認可年度	2021	2022	2023
補填額 (億円)	68	64	67
適用年	2022	2023	2024
1 番号あたりの月額負担額 (番号単価)	2円	2円	2円

ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の流れ





# I. ユニバーサルサービスの概要

1. ユニバーサルサービスの基本的考え方

2. 電話のユニバーサルサービス

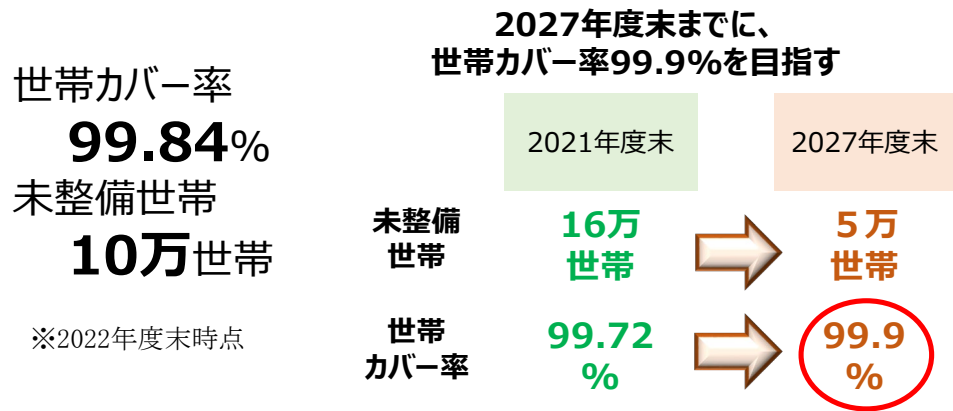
## 3. ブロードバンドのユニバーサルサービス

- ① 各種情報通信インフラの整備・普及状況・・・・・・・・・・・・ 17
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の概要・・・・・・・・ 18
- ③ ブロードバンドサービスの比較・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ④ ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の支援対象・・・ 20
- ⑤ 諸外国におけるブロードバンドの提供主体の確保に関する制度・・・ 21

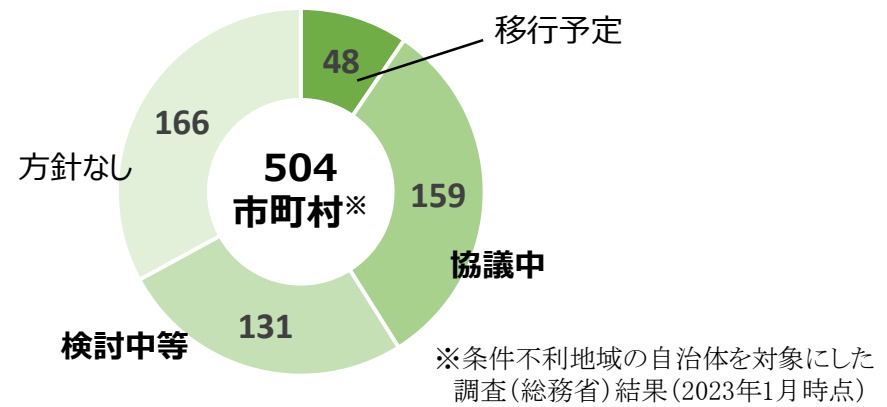
4. 電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較

- 総務省では、2023年4月に「**デジタル田園都市国家インフラ整備計画**」を改訂。
  - 具体的には、①光ファイバの未整備地域の解消や公設光ファイバの民設移行、②インフラシェアリングの一層の活用等による5Gや4Gの整備、③離島、海上、山間部等の効率的なカバーや、非常時のネットワークの冗長性確保に有用な非地上系ネットワーク（NTN※）の早期国内展開等の取組を一層推進。
- ※ Non-Terrestrial Network

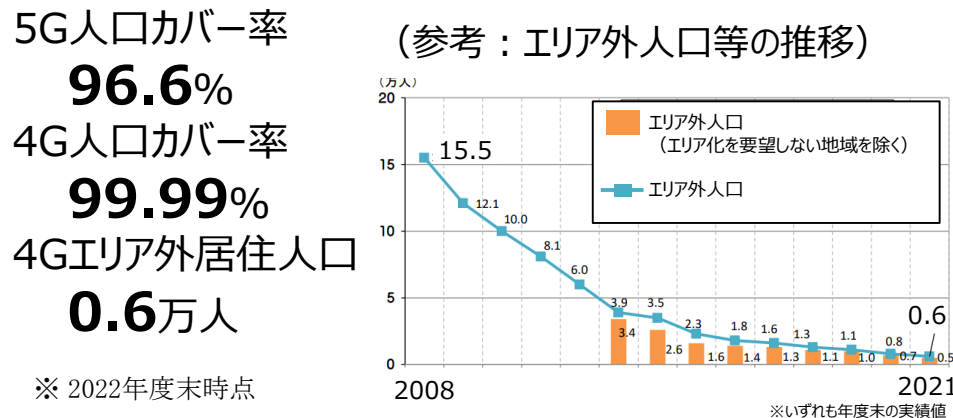
## 光ファイバの整備状況



## 公設光ファイバの民設移行に関する自治体の状況



## 携帯電話（4G・5G）の整備状況



## 衛星コンステレーション※の動向

- 固定ブロードバンドサービスへの利用や携帯基地局のバックホールへの導入等が行われている。
- 国内におけるサービスは、我が国の事業者による欧米を中心とした企業への業務提携などによって展開されている。
- 現時点では専用機器を要する利用形態が中心だが、スマートフォン等から衛星に直接通信を行うサービスの計画が進んでいる。

※中・低軌道に打ち上げた多数の小型非静止衛星を連携させて一体的に運用するシステム。

- ① **対象役務** 電気通信事業法（省令）において、FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）をユニバーサルサービスに位置付けている。
- ② **責務** ユニバーサルサービス提供の責務が**特定の者に課されていない**。
- ③ **交付金制度** 電気通信事業法において、**不採算地域（支援区域）の維持費用の一部を支援**する交付金制度を設けており、申請に基づき総務大臣から第二種適格電気通信事業者の指定を受けた事業者が第二種交付金を交付される予定。
- ④ **料金の低廉性確保** 料金の低廉性を**確保する仕組みはない**。

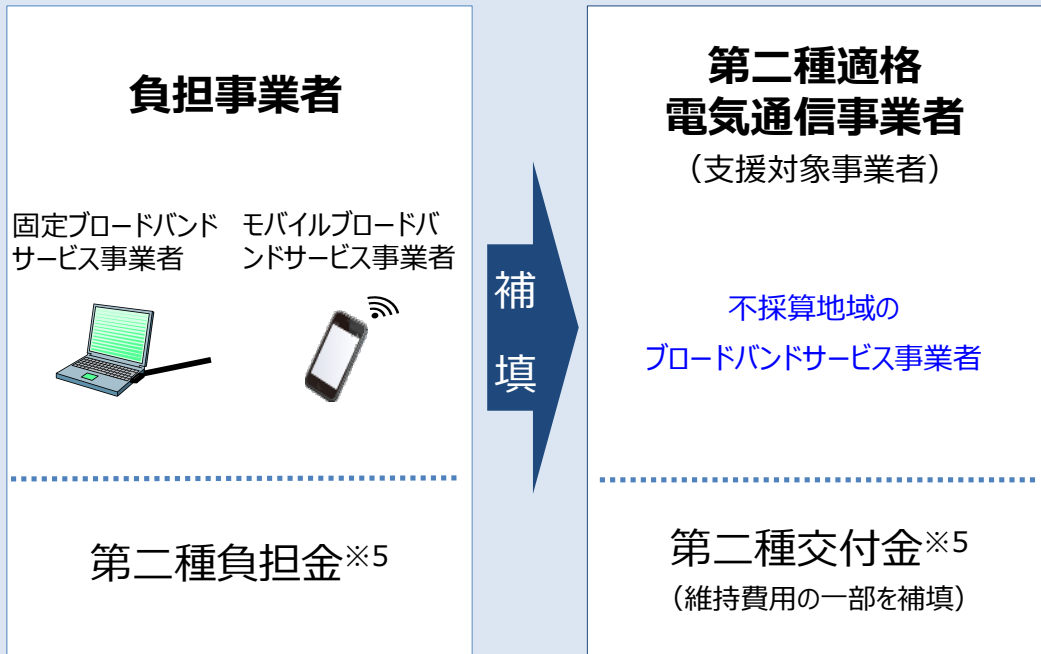
## ユニバーサルサービスの範囲

● テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を利用する上で不可欠なブロードバンドサービスとして、以下の3つのサービス※1が該当。

- **FTTH**
- **CATV（HFC方式※2）**
- **ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型※3）**

ブロードバンドのユニバーサルサービスの対象					
FTTH	CATV HFC方式	ワイヤレス固定ブロードバンド		モバイル	NTN
		専用型	共用型※4		
○	○	○	×	×	×

## ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度



※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る。 ※2 Hybrid Fiber Coaxial. 幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式。

※3 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの。

※4 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するもの。

※5 電話のユニバ交付金制度との区別のため、ブロードバンドのユニバ交付金制度の各種用語には「第二種」という言葉がつく。

- **FTTH及びCATV（HFC方式）**は、**基本的3要件に基づき**、ユニバーサルサービスに位置付けられている。
- ワイヤレス固定ブロードバンドの**専用型**は、**通信の安定性への懸念が少ない**と考えられユニバーサルサービスに位置付けられているが、**共用型**については、**通信の品質が安定しないことが課題**として想定されたためユニバーサルサービスの対象とするかを引き続き検討すべきとされている。
- **モバイル**は、利用者の利用集中により通信の安定性を欠くことや、移動しながらサービスを利用する場合に通信の途切れが想定される等の懸念があることからユニバーサルサービスとされていない。
- 衛星コンステレーション（P.17参照）をはじめとする**NTN**は、普及の途上にあり、ユニバーサルサービスとされていない。

#### ブロードバンドのユニバーサルサービス

#### ユニバーサルサービス

	FTTH		CATV HFC方式	ワイヤレス固定ブロードバンド		モバイル	NTN (衛星コンステ)
				専用型	共用型		
提供事業者の例	NTT東日本		J:COM	ソニーワイヤレス	NTTドコモ	NTTドコモ	
サービスの例	フレッツ光ネクスト ファミリーギ ガラインタイプ	フレッツ 光クロス	スマートお得NET 1G	NURO Wireless 5G	home 5Gプラン	eximo	Starlink JAPAN
最大通信速度※1 (下り最大)	1 Gbps	10Gbps	1 Gbps	4.1Gbps	4.2Gbps	4.9Gbps	250Mbps (実測値)
データ通信容量	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
月額料金	5,400円	5,500円	4,780円	4,950円	4,500円	6,650円	6,600円※2

※1 通信速度はいずれも技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではない。

※2 導入に際してはハードウェアの購入(55,000円)が必要。

## 支援区域

- 交付金による支援が必要な不採算地域として、以下の要件に基づいて**総務大臣が指定する区域**（国勢調査に基づく**町字（約23万町字）単位**で指定）

	要件①	要件②	支援対象
一般支援区域	・区域の収支が赤字の地域※ <sup>1</sup>	ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する回線設置事業者※ <sup>3</sup> が <b>一者以下</b>	・ <b>赤字事業者</b> ※ <sup>4</sup>
特別支援区域	・区域の収支が <b>大幅な赤字の地域</b> ※ <sup>1</sup> ・ <b>未整備地域</b> ※ <sup>2</sup> 、 <b>公設地域</b>	同上	・ <b>黒字事業者</b> ※ <sup>4</sup> ・ <b>赤字事業者</b> ※ <sup>4</sup>

→ **未整備地域の解消**や公設公営・公設民営から**民設民営**への**移行**を促進

- ※<sup>1</sup> 標準的なモデルにより算定  
 ※<sup>2</sup> 区域内の世帯カバー率が50%以下  
 ※<sup>3</sup> 区域内の役務の継続提供期間が1年を超える  
 ※<sup>4</sup> ブロードバンドのユニバーサルサービス全体の収支状況

## 支援対象事業者

- 支援区域でブロードバンドのユニバーサルサービスを提供するブロードバンド事業者のうち、**第二種適格電気通信事業者として総務大臣の指定を受けた者**※

（※ 電話のユニバーサルサービスと同様に、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助（受益者負担）の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではない）

- 「① ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する収支表を公表していること」や「② 特別支援区域整備・役務提供計画書を公表していること」、「③ ブロードバンドサービスに係る業務区域の範囲が支援区域を含むこと」などが指定の要件

ただし、**ユニバーサルサービス提供の責務が特定の者に課されておらず**、また、現在の電気通信事業法の規定においては**参入・退出が原則自由**となっているため、**事業者の判断でユニバーサルサービスが提供されなくなるおそれ**

- 諸外国では、旧国営事業者を指定する仕組みなど、ブロードバンドの**最終提供者を確保するための制度が整備**。

### イギリス



- ・ブロードバンドの提供義務を負う事業者を公募により選定するが、公募が不調の場合は、国が最終提供者を確保する仕組みが整備されており、**旧国営事業者であるBT**（ハル市エリアを除く全国）と**KCOM**（ハル市）が**指定**。

### フランス



- ・ブロードバンドの提供義務を負う事業者を公募により選定するが、公募が不調の場合は、国が最終提供者を確保する仕組みが整備されており、**旧国営事業者であるオランジュ**（旧フランステレコム）が**指定**され、必要な協約を締結。

### ドイツ



- ・国が毎年のモニタリングにより、将来において十分利用可能な料金によるサービスの提供ができない地域を指定し、当該地域で十分利用可能な料金による継続的なサービス提供の申し出がなかった場合は、国が、**当該サービスの提供を行う者を指定**して確保する仕組みが整備。

### オーストラリア



- ・ブロードバンドの未提供地域における最終提供者として、**政府100%出資のNBN Co**が**指定**。

### アメリカ



- ・ブロードバンドの未整備地域について、**各地域でオークションで最低金額を提示した者**に対して※、ブロードバンドの提供を義務付け。

※ リバース・オークション

# I. ユニバーサルサービスの概要

1. ユニバーサルサービスの基本的考え方

2. 電話のユニバーサルサービス

3. ブロードバンドのユニバーサルサービス

**4. 電話とブロードバンドのユニバーサルサービスの比較**

## 電話のユニバーサルサービス

固定  
電話



公衆  
電話



緊急  
通報



(110,118,119)



※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

- 契約約款の届出義務
- 役務提供義務
- 技術基準適合維持義務

携帯電話  
事業者



固定電話  
事業者



I P 電話  
事業者



**第一種適格電気通信事業者**  
NTT東日本、NTT西日本を指定

**67億円**  
(2023年度)

**NTT持株、NTT東日本、NTT西日本**

※サービス提供は、NTT東日本、NTT西日本が実施

## ブロードバンドのユニバーサルサービス

### ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、  
ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線  
(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務※1, ※2
  - 役務提供義務
  - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者  
※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

固定ブロードバン  
ドサービス事業者



モバイルブロードバン  
ドサービス事業者



**第二種適格電気通信事業者**  
(制度の詳細を検討中※)

(制度の詳細を検討中※)

**なし**

**該当する  
サービス**

**ユニバ提供  
事業者に  
対する  
業務規律**

**負担  
事業者**

**支援対象  
事業者**

**交付金**

**ユニバ提供  
の責務**

電気  
通信  
事業  
法

電気  
通信  
事業  
法

N  
T  
T  
法

N  
T  
T  
法

※ コストの算定方法等を精査中



## II. 本WGにおける検討事項

### 1. ユニバーサルサービスWGにおける検討事項

#### 2. ユニバーサルサービスの在り方に関する論点

## ■ 検討の方向性

- 通信政策特別委員会では、「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理。
- 論点ごとにNTT法の在り方を含めた政策の方向性を検討する際には、以下の**3つを確保することを基本**とした。

### 1. 通信政策として確保すべき事項

- ① **通信サービスが「全国に届く」**（不採算地域を含むサービス提供）
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保）
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）

### 2. NTTの経営面で確保すべき事項

- NTTの経営自由度向上

### 3. 制度改正の際に確保すべき事項

- 「早期」の改正と「円滑」な改正の両立

- 第一次報告書では、情報通信産業の国際競争力強化を進める上で早期に結論が得られた事項について「速やかに実施すべき事項」として提言し、「**今後更に検討を深めていくべき事項**」を整理。
- 本WGでは、「通信サービスが全国に届く」ことを確保する観点から、**ユニバーサルサービスの在り方について検討**。

## II. 本WGにおける検討事項

### 1. ユニバーサルサービスWGにおける検討事項

### 2. ユニバーサルサービスの在り方に関する論点

【論点1】 ユニバーサルサービスの基本的考え方……………	27
【論点2】 電話のユニバーサルサービス……………	29
【論点3】 ブロードバンドのユニバーサルサービス……………	32
【論点4】 NTT東西の自己設備設置要件……………	34

## 現状と課題

- ① ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務（電気通信事業法第7条）であり、従来、①**不可欠性**（国民生活に不可欠であること）、②**低廉性**（誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること）、③**利用可能性**（全国どこでも利用可能であること）が**基本的3要件**とされてきた。
- ② 電話のユニバーサルサービスについては、NTT法でNTT持株・東西に電話のあまねく提供の責務を課している。また、電気通信事業法でメタル固定電話を中心とした具体的な対象サービスを定め、不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度が設けられており、2006年度以降交付金制度が運用され、NTT東西に交付金が交付されている※。
- ③ 他方、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、2022年の電気通信事業法改正により、不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度が創設されたが、あまねく提供の責務が課されていないため、未整備地域の解消が進まない、既に整備された地域から撤退すること等が懸念され、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供に支障が生じるおそれがある。
- ④ メタル固定電話は、1997年の約6,300万契約をピークに減少傾向にあり、現在、約1,500万契約。他方、IP電話を含めると、固定電話は、約6,000万契約の水準。また、固定ブロードバンドは、約4,500万契約に達している。
- ⑤ NTTからは、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は、2035年頃を目途に縮退せざるを得ない旨が表明。

※ 2023年度の補填額は67億円（2022年度の赤字額588億円）

## 論点（案）

## 1-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、**基本的3要件**（①**不可欠性**、②**低廉性**、③**利用可能性**）に照らして検討していくことが**適当**ではないか。この際、「不可欠性」ではこれを満たすために必要な**役務の品質**、「低廉性」では**利用者料金の水準**、「利用可能性」では**役務の普及状況**を特に勘案することが求められるのではないか。
- 現在のユニバーサルサービスは、無線も一部（電話：不採算地域でのワイヤレス固定電話、ブロードバンド：ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））があるが、有線（電話：メタル固定電話、ブロードバンド：FTTH・HFC）が中心であるところ、検討に当たっては、**技術中立性**や、不採算地域での設備の整備・維持の**効率性**等も考慮し、**無線サービスの更なる活用を検討**すべきでないか。
- この際、検討対象の無線サービスは、ワイヤレス固定サービス（専用型）、ワイヤレス固定サービス（共用型）、モバイルサービス、HAPSによる通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービスが考えられるが、どうか。

## 論点 (案)

## 1-2. ユニバーサルサービス責務

- 通信のユニバーサルサービス責務は、IP化やブロードバンド化等の進展に対応し、**固定電話中心から、ブロードバンドを軸に、無線も活用した制度に見直すべき**ではないか。
- この際、ユニバーサルサービス責務については、**以下の二種類**があるところ、ユニバーサルサービスに位置付ける役務の提供状況等を踏まえつつ、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するため、**いずれが適切かについて検討することが必要**ではないか。
  - ・ **あまねく提供責務** : 他事業者の提供地域でも、サービスの提供責務を負う。(=現在のNTT法上の電話の責務)
  - ・ **最終保障提供責務** : 提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。(=他事業者の提供地域では責務は負わない)  
(ラストリゾート責務)
- ユニバーサルサービス責務を見直す場合、国民の不安や不利益につながらないように、**固定電話の責務の見直しとブロードバンドの責務の新設を一体的に進めて制度的な空白が生じないようにする必要がある**のではないかと。
- メタル固定電話は、未だ約1,500万契約存在すること、また、固定ブロードバンドは、約4,500万契約に達しているものの、未整備地域が存在し直ちにその解消が図られないこと等を考慮すると、**責務の見直しと新設を一体的に進める場合において、制度的空白が生じないようにするためには、どのように進めることが具体的に考えられるか。**

## 現状と課題

- ① 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法において、当初は、「㊦**メタル固定電話、公衆電話、緊急通報**」であったが、その後、メタル回線の老朽化の進展等を踏まえ、「㊧**メタル固定電話相当の光IP電話**（光回線電話）や**ワイヤレス固定電話**（携帯電話網を利用した固定電話）」がメタル固定電話の代替として利用可能となった。
- ② また、公衆電話については、利用が大幅に減少している状況を踏まえつつ、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を引き続き確保する観点から、**設置基準が緩和**されるとともに、「㊨**災害時用の特設公衆電話**」が**ユニバーサルサービスに追加**された。
- ③ **交付金制度による支援**については、㊦<sup>※1</sup>は対象だが、追加された㊧・㊨<sup>※2</sup>は対象外となっている。
- ④ NTT東西は、役務の安定的提供等を確保する観点から自己設備による役務提供が原則とされているため、**NTT東西**が（他者設備である）モバイル網を利用して提供する**ワイヤレス固定電話（共用型）**については、**不採算地域等に限定**して認められている。
- ⑤ 料金については、NTT東西の**メタル固定電話、公衆電話**には、**プライスカップ規制**（一定の基準で定めた上限価格を上回る料金設定は認可制）が課されており、これまで当該規制が実質的に**電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性確保**の役割を果たしてきた。
- ⑥ このような中、NTTから、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は、**2035年頃を目途に縮退せざるを得ない旨**が表明。

※1 2023年度の補填額は67億円（2022年度の赤字額588億円）

※2 特設公衆電話については、通話料部分が交付金制度の支援対象外

## 論点（案）

### 2-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く）

- 現在、電話とブロードバンドがユニバーサルサービスとなっているが、メタル固定電話の契約数が減少し、2035年を目途としたメタル回線の段階的縮退に関する考えが表明される中で、**基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして**、ユニバーサルサービスに位置付ける役務（光IP電話や無線サービス等）の扱いを含めて、**電話のユニバーサルサービスの在り方**について、どのように考えるか。
- また、**ブロードバンドのユニバーサルサービスが確保されれば**、電話はその付加サービスとしてあまねく利用可能となるため、**電話単体をユニバーサルサービスとする必要性は低下するが**、以下の「低廉性」要件との関係も含め、**どう考えるか**。
  - ・従来から、NTT東西のメタル固定電話の基本料（NTT東日本：1,700円・住宅用3級局）が「低廉性」の基準とされ、この料金水準で利用できるメタル固定電話は未だ約1,500万契約存在している。
  - ・約4,500万契約あるIP電話は、ブロードバンドのオプションサービスであり、電話単体では低廉（NTT東日本・ひかり電話500円）であるが、加えてブロードバンド料金（NTT東日本：戸建て5,200円）が必要となるため、「低廉性」の要件を満たさないとされている。

## 2-2. 公衆電話の扱い

- 公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、電話のユニバーサルサービスに位置付けられているが、以下の点を踏まえ、**今後の位置付けについてどのように考えるか。**
  - ・ 公衆電話の提供に用いられる**メタル回線はコスト効率が悪化し、携帯電話も普及**している状況にあり、国民負担の観点からは、**コストミニマムな方法**が求められること
  - ・ 携帯電話には、**災害時の基地局停波**のリスク、**非常時のバッテリー**の問題、**未保有者**が一定数存在などの課題があること
  - ・ 公衆電話を光サービスで提供可能とするための追加コスト（バッテリー設置や課金機能の開発・実装等）が必要となること
  - ・ 諸外国の公衆電話では、米国は当初からユニバーサルサービスの対象外、EU主要加盟国（仏、独、伊、西）はユニバーサルサービスの対象外に見直し、英、韓、豪はユニバーサルサービスの対象となっていること
- 災害時等の通信手段の確保の観点から、公衆電話に代えて、**特設公衆電話の普及**を進めることについてどう考えるか。また、公衆電話の光回線対応について、タブレットで対応することも考えられ、ベンチャー等の参加を得て検討すべきでないか。

## 2-3. ユニバーサルサービス責務

- 2-1で仮に電話のユニバーサルサービスを維持するとした場合、**ユニバーサルサービス責務も引き続き維持すること**でよいか。維持する場合、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、ユニバーサルサービスに位置付けるサービスの提供状況等を踏まえ、当該責務は、従来の**あまねく提供責務と最終保障提供責務のいずれが適当か。**
- 現在、電話のユニバーサルサービス責務はNTTに課されているが、約1,500万のメタル固定電話の契約者に対して当該責務に基づきユニバーサルサービスを提供していることや、電話の提供における無線サービスの更なる活用の可能性等を踏まえ、当該責務を**引き続きNTTに課すことの適否を含め**、当該責務を担う主体をどう考えるか。
- 仮に**NTTに責務を引き続き課す場合**、老朽化しコスト効率が悪化する**メタル回線の円滑な縮退を可能**とする観点から、**NTT東西の自己設備設置要件の趣旨**（後述）を踏まえつつ、現在、不採算地域に限定されている**ワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃など、他者設備を利用して電話の責務を履行できる範囲を拡大**することについて、どのように考えるか。

#### 2-4. 交付金制度

- 仮に電話のユニバーサルサービスや責務を維持する場合は、**交付金制度**※も引き続き維持することでよいか。維持する場合、現在、電話のユニバーサルサービスに位置付けられるサービスであっても、交付金制度の支援対象でないものもあるが、**支援対象サービスの範囲など、交付金制度の在り方についてどのように考えるか。**

※ 2023年度の補填額は67億円(2022年度の赤字額588億円)

#### 2-5. 料金の低廉性の確保

- 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法上、基礎的電気通信役務と規定されるが、基礎的電気通信役務には料金の低廉性を確保する規律はなく、NTT東西のメタル固定電話等が、特定電気通信役務（独占的サービスのうち利用者利益に及ぼす影響が大きい役務）としてプライスカップ規制を課される結果、電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性が実質的に確保されてきた。

**メタル固定電話等の需要の減少**が大きく、**相対的に利用者利益への影響が低下**していることから、**特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の料金の低廉性を確保する仕組み**への見直しも含め検討することが必要と考えられるが、どうか。

#### 2-6. メタル回線の縮退

- 2035年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合、利用者や事業者等に不測の支障が生じないように留意して行う必要があるところ、**メタル回線の円滑な縮退を実現**するためには、**NTTや国等においてどのような取組が必要**となるか※。

※ 光回線を用いた電話単体サービスとして、ひかり電話ネクスト(基本プラン 2,750円/月)がある。



## 現状と課題

- ① 現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスは、FTTH、CATV（HFC方式）とワイヤレス固定ブロードバンド（専用型※1）。
- ② ワイヤレス固定電話が電話のユニバーサルサービスとされる一方、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型※2）はブロードバンドのユニバーサルサービスとされていない。
- ③ ブロードバンドでも、**交付金制度は導入**された（現在コスト算定等の詳細を検討中）が、**ユニバーサルサービス責務は、特定の者に課されておらず**、また、現在の電気通信事業法の規定においては参入・退出が原則自由となっているため、事業者の判断でサービスが提供されなくなるおそれ。
- ④ 電話のユニバーサルサービス制度では、特定電気通信役務に対するプライスカップ規制により、料金の低廉性が実質的に担保されているが、**ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、料金の低廉性を担保する仕組みがない。**

※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線（地域BWAやローカル5G）を用いて提供する固定ブロードバンド

※2 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供する固定ブロードバンド

## 論点（案）

## 3-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、**基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らした場合**、現時点では、品質や料金水準（定額制）等の面から、**光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））**を原則とすべきではないか。
- その上で、**不採算地域では**、効率的な整備・維持が必要となることや、相対的に利用者数が少なく輻輳が生じにくいと考えられること等に鑑み、**基本的3要件を踏まえつつ**、例外的に**無線の更なる活用**も検討することが適当ではないか。
- 活用対象となる無線としては、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）、モバイルサービス、HAPSによる通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービス**が考えられるところ、**以下の点などを考慮して検討を深める必要がある**のではないか。この際、「**未整備地域**」「**既存提供者の撤退地域**」「**公設地域**」「**離島**」などの**地域区分に応じた検討**も必要でないか。他に留意すべき点はあるか。
  - ・ 各無線サービスの**現状**（品質・料金水準や利用状況）や**課題、将来性等**
  - ・ 公設設備には、**放送用の光ファイバが含まれている場合**もあること
  - ・ 提供手段の拡大は、交付金の**支援区域の縮小に繋がること**（※ 支援区域は、1者以下提供地域であることが必要）

### 3-2. ユニバーサルサービス責務

- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務については、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、以下の点などを踏まえると、**最終保障提供責務とすることが適当**ではないか。
  - ・ 現在、電話のユニバーサルサービスでは、NTTにあまねく提供責務が課されているが、電話のユニバーサルサービスの中心である**アナログ固定電話**については、その提供に必要な**メタル回線の約99%はNTT東西が保有**していること
  - ・ **ブロードバンドは、未整備地域や公設地域も存在**する中で**多様な設備設置事業者が競争的に役務提供**し、西日本を中心に電力系事業者やケーブルテレビ事業者のみが提供する地域も存在するため、まずは**NTT東西や他の設備設置事業者が連携しながらユニバーサルサービスを提供**し、それでもなお生じる**未整備地域等**について責務を課することが適当であること
- 最終保障提供責務については、**電電公社から線路敷設基盤を承継したNTTがその役割を担う**ことの適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるか。また、3-1の**活用可能な無線の範囲**や3-3の**交付金のコスト算定**等は、**NTT東西に対する負担にも留意しつつ検討**することが適当ではないか。
- 上記に関連し、3-1の**活用可能な無線の範囲**の検討の際には、自己設備設置要件の趣旨を踏まえつつ、NTT東西が**他者設備を利用してブロードバンドの責務を履行**できることを認めることについてどのように考えるか。

### 3-3. 交付金制度

- 3-1で、ブロードバンドの**ユニバーサルサービスに位置付けられるサービスは、交付金制度の支援対象**とすることでよいか。
- **最終保障提供責務が課される者に対する交付金の水準**は、当該責務に伴い生じる不採算地域の**赤字額を補填**する必要がある一方、交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、最終保障提供責務が課される事業者の**非効率性を排除**する必要がある点を考慮して、**どう考えるか**。その他、交付金の算定に関して検討すべき点はあるか。

### 3-4. 料金の低廉性の確保

- プライスキャップ規制が課される電話と異なり、**ブロードバンドには、料金の低廉性を確保する規制が課されていない**が、この点についてどのように考えるか。都市部では、**引き続き事業者間の競争を通じて料金の低廉性を確保**すれば足りるか。
- 他方、不採算地域では、都市部と異なり、事業者間競争を通じた料金の低廉性の確保が期待しにくく、コストに応じた料金が設定される場合、都市部に比べて高い料金となることが懸念。このような**地域間の料金格差が生じないようにするための措置**についてどのように考えるか。**交付金の交付を受ける事業者には一定の措置を講ずることも考えられるか**。

## 現状と課題

- ① NTT東西は、**電電公社から全国規模の線路敷設基盤**を受け継ぎ、**自ら電気通信設備を設置・運用**することにより、他者の経営判断にかかわらず、**電気通信役務の安定的な提供の確保**が可能となっている。すなわち、「**全国規模の線路敷設基盤の保有・運用**」と当該基盤上での「**自己設備の設置・運用**」が相まって、全国規模での役務の**安定的提供を実現**している。
- ② ネットワークの仮想化やクラウド化等が進展するとともに、特に不採算地域では**設備の効率的な整備・運用**が必要となる中で、**シェアリング**や**他者設備の利用**、**オフバランス化**等を図ることも一つの**有効な手段**として考えられている。

## 論点（案）

### 4-1. 設備の自己設置要件

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、**自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。**

### 4-2. 設備の設置概念

- 電気通信事業法は、**設備の「設置」の有無に着目した規律の体系**となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「**設備の継続的な支配・管理**」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、**設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定**される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。**自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。**